

公

告

福井市合島町、荒木町、荒木新保町、稲津町、篠尾町、成願寺町、梅野町の区域の一部を受益地域(別紙のとおり)とする農業用排水施設事業を県営土地改良事業足羽酒生地区として施行することを申請するため、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第5項において準用する第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和8年10月1日

県営土地改良事業施行申請人

住 所	福井市篠尾町6-1-1	氏 名	野田孝之丞
住 所	福井市篠尾町5299-1	氏 名	田村英司
住 所	福井市荒木新保町20-28	氏 名	蔵田茂和
住 所	福井市荒木新保町28-38	氏 名	田中正己
住 所	福井市成願寺町5-12	氏 名	水谷周二
住 所	福井市成願寺町4-47	氏 名	平井克彦
住 所	福井市荒木町8-8-1	氏 名	川端英久
住 所	福井市荒木町16-6	氏 名	西川勝利
住 所	福井市梅野町10-26	氏 名	荒川逸雄
住 所	福井市稲津町14-7-2	氏 名	高村明俊
住 所	福井市稲津町33-18	氏 名	高村裕治
住 所	福井市稲津町42-14	氏 名	宮川英治
住 所		氏 名	
住 所		氏 名	

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間
令和8年10月1日から
令和8年10月30日まで
- 3 縦覧の場所
福井市市農村整備課
福井市農村整備課ホームページ
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出先
①郵便 〒910-2148 福井県 福井市 篠尾町61-11
県営土地改良事業申請人代表 野田 守之丞
 - (2) 意見書の提出期限
令和8年10月30日
 - (3) 意見書の提出上の注意
 - ①意見書の提出の方法は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
 - ②意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答は致しませんので、あらかじめご了承下さい。
 - ③意見書には、個人にあっては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。これらは発表させていただくことがあります。
 - ④電話での意見はお受けできません。